

第1章 計画策定の概要



1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進展する中、健康寿命の延伸に向けた対策の重要性は高まっています。歯と口腔の健康は、生活習慣病などの全身の健康や介護予防に影響を及ぼすため、歯科口腔疾患の予防や口腔機能の育成・維持・向上に対する取組は重要となります。

新潟県では、平成20年7月に新潟県歯科保健推進条例を制定、国では、平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律を制定し、健康増進法に基づき、国民の健康増進を推進する基本方針として定めた「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」と整合性を図りながら、国、県ともに歯科口腔保健を推進しています。

本市においても国、県の動向を踏まえ、平成25年3月に「三条市歯科口腔保健計画（第1次）」を策定、平成31年3月に「三条市第2次歯科口腔保健計画（以下、第2次計画という。）」を策定し、歯科口腔保健の取組を進めています。

第2次計画では、歯科疾患の予防とともに、生活習慣病等の予防や介護予防を念頭に、オーラルフレイル^{注1}の予防対策を加え、ライフステージごとの課題や方向性を明確にし、歯と口腔の健康づくりを推進してきました。

その結果、子どもの一人当たり平均むし歯本数の減少、60歳で24本以上自分の歯を持つ者の増加などの成果が見られました。その一方で、小学生で歯肉の状態が要観察の者の増加、成人期、高齢期の歯科健（検）診受診率の伸び悩みなど、さらなる取組が必要な課題が見られました。

こうした状況と第2次計画の計画期間が終了することを踏まえ、引き続き、市民が生涯にわたって健康で心豊かな生活を営むことができるよう、第3次歯科口腔保健計画を策定し、歯科口腔保健の取組を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律及び新潟県歯科保健推進条例に基づき定めるもので、「三条市総合計画」を上位計画とし、本市が目指す健康づくりの基本的な方向性を示す「三条市第3次健康増進計画（三条市健康づくり計画）」の個別の実施計画として、他の計画との整合性を図りながら取組を推進するものです。

3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

注1) オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下や食の偏りを含む身体の衰えの一つで健康と機能障がいの中間にある状態。早めに適切な対応をすることでより健康に近づくことが可能